

# 横浜弁護士会新聞

発行所  
横浜弁護士会  
横浜市中区  
日本大通9番地  
☎045-211-7707  
URL http://www.yokoben.or.jp/

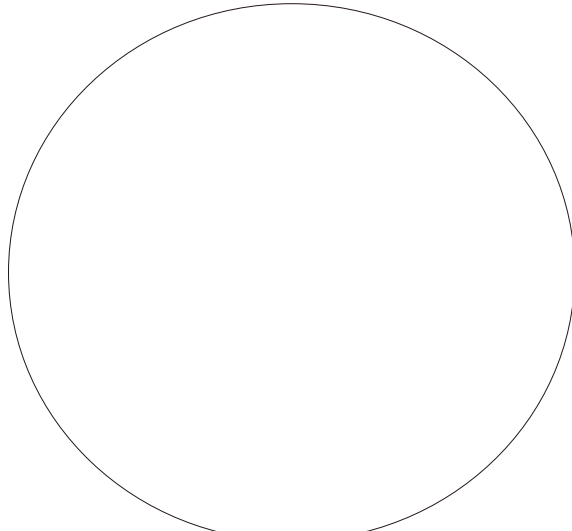
臨時総会・会員集会開催のご案内  
平成28年2月26日(金)  
臨時総会 13時〜 会員集会 15時〜  
関内ホール 小ホール

横浜弁護士会は  
2016年4月1日  
「神奈川県弁護士会」  
になります。

## 横浜弁護士会臨時総会 業務適正化対策会規制定される

昨年12月9日、関内ホール小ホールにて、当会の臨時総会が開催された。開会予定時刻の13時の時点では、開会定足数を満たしていなかったため、定足数要件が緩和されるまでの30分間を利用して、司法研修所民事弁護教官の岩田武司会員による報告会と、法制審議会委員の木村良二会員による報告会が行われた。

開会の挨拶では、竹森裕子会長から、本日の議案の中では、不祥事防止会規制定に関する第14号議案が最重要であり、活発な議論を期待する旨が述べられた。



開会の挨拶を行う竹森裕子会長

### 外弁関係の会規等改正 (第1号議案ないし第12号議案)

平成26年4月、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法が改正され、外国法事務弁護士が社員となり外国法に関する法律事務を行うことを目的とする法人の制度が創設されたこと

### 横浜弁護士会神奈川住宅紛争審査会設置会規一部改正 (第13号議案)

昨年8月、横浜弁護士会神奈川住宅・建設紛争対策委員会設置規則において、負担金会費に消費

### 横濱弁護士会弁護士業務適正化対策会規制定 (第14号議案)

税相当額を加算する旨の改正が行われたことから、同規則の表現と整合するよう、その前提となっている横濱弁護士会神奈川住宅紛争審査会設置会規の文言を修正することを趣旨として、第13号議案が提案された。

質問・意見等は特になく、圧倒的賛成多数で提案通り可決された。

会規の文言を修正することを趣旨として、第13号議案が提案された。

質問・意見等は特になく、圧倒的賛成多数で提案通り可決された。

### 個人番号及び特定個人情報保護会規制定 (第15号議案)

いわゆるマイナンバー制度の開始に伴い、個人番号及び特定個人情報保護会規の制定を提案することを趣旨として、第15号議案が提案された。

質問・意見等は特になく、圧倒的賛成多数で提案通り可決された。

最後に、3月31日午後閉会にあたり、坂本正之副会長から、次回臨時総会が2月26日に予定されていること、及び次回臨時総会では、会名変更

### 山ゆり

昨年、ラグビーワールド杯での日本代表の活躍に国中が沸いた▼かつて言われていた体格差の問題をもとめず、日本代表は正面からぶつかっていった。試合終盤には2mを超える南アフリカの巨漢選手の方が肩で息をし、体力を節約するプレーを選択していた姿に驚いた▼日本代表の活躍が色々な場面で分析されている。緻密なスカウティングは勿論のこと、早朝から五部練習にまで及ぶこともあったという驚異的な練習の存在が指摘されている。もちろん非科学的な根性練習は有害であるが、正しい方向を向いた正しい努力は裏切らない▼日本代表の努力を弁護士業務に置き換えると、早朝の記録検討・午前の期日・午後の打合せ・夕刻からの起案・夜間のメール確認という「五部業務」ということにでもなるか。五部業務を貫くのは大変としても、せめて五郎丸選手に倣って、正しいルーティン・習慣の下で良い仕事をしたい▼要領・効率の良さに重きが置かれる場面が多い普段の生活の中で、日本代表の地道な姿勢は世の中に一石を投じてくれた気もする。成功の裏には正しい努力があるという日本代表の活躍には本当に勇気をもたらした。(早川 和孝)

懲戒手続等との関係を確認する質問がなされ、本制度は未然防止が目的であるため、懲戒申立が行われた場合には、原則として懲戒手続に委ねる旨の回答がなされた。

個々の弁護士の不祥事に対し会の法的な責任が問われるおそれや、他単位会において会が法的責任を問われた先例の有無等についての質問がなされた。これに対し、会の監督責任については議論もあつたが、不祥事防止目的を優先すべきと判断したこと、また、他会に訴訟となつた例はあるものの、会の責任を肯定した裁判例はないことが回答された。

更に、いずれも賛成の立場から、2件の意見が出された。

調査事由について定めた会規条項に関し、各条項が想定する範囲を確認する質問が複数なされた。これに対し理事者からは、各条項は、概ね文言通りを範囲とすることを想定しており、その余の事由は包括条項に委ねることを想定している旨の回答がなされた。

調査への協力・報告義務違反に対する制裁について質問がなされ、懲戒対象になりうるかと考えていることや、今後推薦名簿抹消について検討する旨の回答がなされた。

会による指導の強制力についての質問には、指導内容の順守は努力義務であるとの回答がなされた。

1件は、不祥事防止目的のためには、このような踏み込んだ定めが必要であるというものであつた。もう1件は、権限を持つた形での継続的対策の必要性を訴えるとともに、弁護士の独立は依頼者のためであるとして、依頼者を害する不祥事の防止の必要性を訴えるものであつた。

質問・意見及び意見表明の後に採決が行われ、全会一致で提案通り可決された。

第14号議案について説明する佐藤正幸副会長

議案の採決の様子

会名変更記念特集 - 第2弾 -

会名変更をめぐる熱き議論の歴史

4月1日、「横浜弁護士会」が「神奈川県弁護士会」に変わる。120年以上に及ぶ伝統ある名称の変更である。変更への熱き議論の歴史を振り返る。

最初の会名変更総会

当会は設立時から横浜市に本拠を置いてきたが、横浜市だけの弁護士会と思われないかという問題意識が生じ、昭和56年末に会名変更検討委員会が設置された。しかし、昭和62年と平成7年の2回の会員アンケートで変更反対派が賛成派を上回ったこともあり、具体的な動きは先送りされた。ところが、次第に多くの弁護士が県内各地に事務所を構えるようになり、平成6年度の相模原支部設立の頃には、支部会員は全体の2割を超えるようになった。そうした中で、支部会員を中心に、横浜弁護士会という名称だと業務に支障があるとの意見が出るようになった。

平成13年1月、会員の招集請求により、永井崑朗会長の下で、初めて会名変更を議題とする臨時総会が開催された。変更賛成派は、名が体を表しておらず県民に混乱が生じていると主張し、反対派は、歴史と伝統、認知度の高さなどを主張し、白熱した論争となった。結果は、賛成が過半数を占めた。しかし、会則改正には出席会員の3分の

平成24年臨時総会 深夜の投票風景

2以上の同意が必要であり、否決となった。平成15年3月、池田忠正会長が改めて会名変更を議題とする臨時総会を招集し、再び多くの意見が聞かれた。結果は、変更賛成が約6割を占めたものの、可決要件の壁は高く、再び否決となった。この否決により、会名変更に向けた動きは小休止を迎えた。次に会名変更が表舞台に出てきたのは平成24年である。木村保夫会長は、会員集会を経て、12月に臨時総会を招集した。これまでの変更必要論に加え、県内に当会の活動をアピールする際の不都合や、平成15年の総会後に600名以上の新会員が加わっていることなどを理由に挙げた。県民ホールで開催されたこの総会はきわめて長時間に及び、終了時刻は夜11時を過ぎた。結果はまたしても僅差の否決であったが、「神奈川県弁護士会」への賛成は、総議決権数1083票のうち684票にまで及んだ。

再度の否決・再々度の否決

平成15年3月、池田忠正会長が改めて会名変更を議題とする臨時総会を招集し、再び多くの意見が聞かれた。結果は、変更賛成が約6割を占めたものの、可決要件の壁は高く、再び否決となった。この否決により、会名変更に向けた動きは小休止を迎えた。次に会名変更が表舞台に出てきたのは平成24年である。木村保夫会長は、会員集会を経て、12月に臨時総会を招集した。これまでの変更必要論に加え、県内に当会の活動をアピールする際の不都合や、平成15年の総会後に600名以上の新会員が加わっていることなどを理由に挙げた。県民ホールで開催されたこの総会はきわめて長時間に及び、終了時刻は夜11時を過ぎた。結果はまたしても僅差の否決であったが、「神奈川県弁護士会」への賛成は、総議決権数1083票のうち684票にまで及んだ。



この看板もあとわずかの期間

通常総会での可決、そして未来へ

平成15年3月、池田忠正会長が改めて会名変更を議題とする臨時総会を招集し、再び多くの意見が聞かれた。結果は、変更賛成が約6割を占めたものの、可決要件の壁は高く、再び否決となった。この否決により、会名変更に向けた動きは小休止を迎えた。次に会名変更が表舞台に出てきたのは平成24年である。木村保夫会長は、会員集会を経て、12月に臨時総会を招集した。これまでの変更必要論に加え、県内に当会の活動をアピールする際の不都合や、平成15年の総会後に600名以上の新会員が加わっていることなどを理由に挙げた。県民ホールで開催されたこの総会はきわめて長時間に及び、終了時刻は夜11時を過ぎた。結果はまたしても僅差の否決であったが、「神奈川県弁護士会」への賛成は、総議決権数1083票のうち684票にまで及んだ。

議事終了後に竹森裕子会長が述べたように、長年にわたった会名変更問題に区切りがつき、いよいよ会員が一丸となるべきである。市民の権利擁護と社会正義実現のため、弁護士及び弁護士会の専門性と公共性を高め、それをアピールできるように、努力していくことが重要であろう。

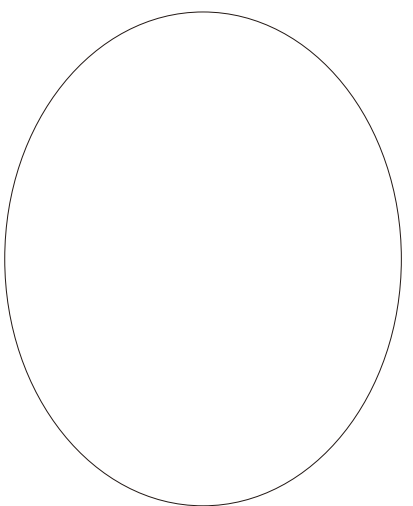
（副会長 佐藤 裕）

連載

戦後70年と横浜軍事裁判 第6回

直江津事件と青木三代松

会員 間部 俊明



昭和35年度当代会長 青木三代松

は、昭和2年に横浜弁護士会に入会後、昭和15年に北京に渡り、北京弁護士会副会長を務めるなどした。軍事裁判が始まった昭和20年12月に横浜弁護士会に復帰していた。弁護を引き受けた当時、55歳になっていた。青木が、元俘虜の口供書をもとに被告人に事情を聞いたところ、「俘虜を水槽に入れて棒で殴った」ことはないし、「必要な薬品を渡さない」どころか、「できるだけ与えていた」等の答えが返ってきた。青木は、彼らに責任があるとは考えられないとの所感を持って裁判に臨んだ。ところが、公判では、元俘虜5名が検察側証人として出廷し、こもこも、口供書に沿って、警備員らからのひどい暴行で被害者が死んだと証言した。オーストラリア軍俘虜たちは、輸送船でジャワとシンガポールから長崎に輸送され、そこから列車で直江津に送られており、衰弱していた者も多かった。暴行と死亡との因果関係には疑問がある。

(次回へ続く)

# 教授の講義はわかりやすい!

## ～横浜国立大学と家族法研修会を共催～

当会と横浜国立大学との包括連携協定に基づいて、今年度から横浜国立大学の教授、准教授を講師に招く研修会が共催されている。第3回(11月20日)と第4回(12月7日)には常岡史子教授による家族法の連続講義が行われた。常岡教授は民法(親族・相続法)やドイツ法、アメリカ法を専門とし、家庭裁判所調停委員も務めている、まさに家族法の専門家である。

講演する常岡史子教授

部しか書けないが、「親子関係と民法」近時の最高裁判決から(第3回)では、DNA検査・鑑定普及が進むなか注目を集めた親子関係不存を確立請求事件の平成26年7月17日最高裁判決3件の比較をはじめ、嫡出推定の及ぶ子と離婚後の夫の監護費用分担義務や、養子縁組された子と親権者の変更などに関する最高裁判決(決定)が解説された。

また、「遺産分割の問題点」『破棄』判例を中心に(第4回)では、遺産分割における相続分の法的性質や、定額郵便貯金、投資信託、国債といった相続財産の性質についての最高裁判決などが解説された。

2回とも、実務に影響する重要な判例を習得できただけでなく、同種事件の判例との相違や従来判例との関係がわかりやすく整理して解説されたため、ばらばらに頭に入っていた判例の知識が整然と片付けられるようになった。

常岡教授の講義は内容が明快であるのに加え、語り口がよみやすく聞きやすい、教えるプロによる講義の質の高さを実感させるものだった。

ぜひ多くの会員に大学教授の講義の素晴らしさを体感してほしい。(次回は3月7日の予定)

(会員) 佐野 高王

■川崎事件の公判開始 我々大人は事件から何を汲み取り、何を果たすべきか

川崎で中学1年生の男子生徒が殺害された事件。丸1年たった今でも、現場の河川敷を訪れた際の数え切れない花が上村君の命を映すように強く印象に残っている。

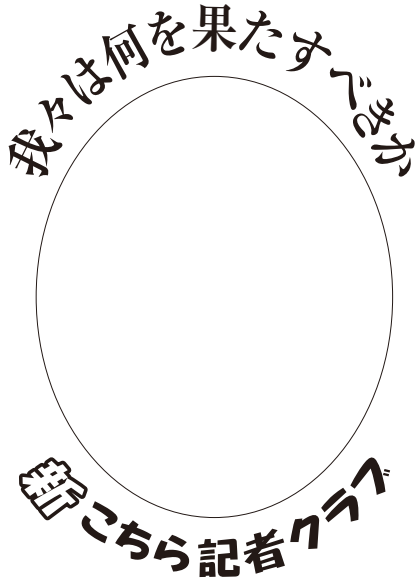
これが掲載される頃、逮捕された少年3人のうち、リーダーとして殺人罪などで起訴された少年の公判が始まっているだろうか。

なぜ上村君は殺されなければいけなかったのか、執筆現在、納得のいく理由は私の耳には届いていない。

もしかすると、殺害するほどの動機という動機は、実際

にはないのかもしれない。はじめのエスカレートといえはそれまで。しかし、1人の尊い命がなくなっている重い結

がある。裁判で彼らが何を語るのか、発言が真の反省からくる言葉なのか、私は記者として



果は、いじめのエスカレートでは済まされない。なぜこんな結果になったのか、彼らは一生をかけて考え続ける義務

をしっかり見極め、伝える役目を果たさねばならない。一方で、この事件は、誤解を恐れずに言うならば、少年

3人を社会がどのように守り、更生させるかという命題を我々に投げかけている。彼らは本来、氏名や顔写真などは晒されたいはずだったにも関わらず、逮捕前からネット上では、いずれも暴かれてしまっていた。

日本中が彼らの個人情報やすぐに特定できてしまう状況下で、いかに社会復帰を目指すか。法曹関係者が果たす役割は大きい。どうか彼らが真実を語り、心から反省できるよう導いて頂きたい。

そして反省のあかつきには、生きていける社会を整えてあげること。これは我々大人全員の役目である。

報道局 横浜支局長 石浜 勇樹

# 知られざる理事者の苦役

理事者室 だより

副会長 坂本 正之

理事者のあまり知られていない苦行に「朝のトレーニング」がある。当会では、事務局に理事者の出勤を知らせるため、1階から3階までの各フロアにマグネットボードを設置し、マグネットを動かす作業こそが「朝のトレーニング」である。

私は、会館に行くときは、5分ほど離れた駐車場に車を駐めるのだが、会館に到着した時点で既に息が上がっている。到着後、まずは1階を動かす。しかし、問題は2階である。まさか2階に上がるのにエレベーターは使えない。意を決して、2階への階段を昇る。自分の脈拍が上昇していくのを感じつつ、2階のマグネットを動かす。

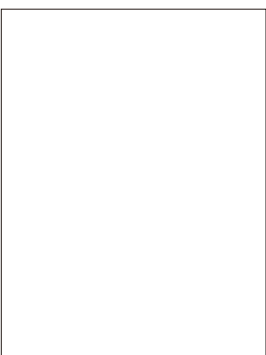
そして、2階を動かしたら3階。いよいよ正念場である。3階への階段ともなると、体力だけでは、筋力への影響も著しい。脚を引きずりつつも、3階への階段を昇り、会計係を経て、総務係へ。総務係に着いたころにはフルマラソンでも走ってきたかのようなグロッキー状態。総務係も当初は、あまりの私のへばり具合に心配をしてくれていたが、今では慣れたものである。「朝の風物詩」である。

以上が「朝のトレーニング」である。多分に私の極度の運動不足が原因であることは認識しているが。

理事者になって9か月。しかし、何故か体重は増加の一途を辿っている。

# 常議員会の楽しみ方

会員 阿部 新治郎 (65期)



常議員会にはスーツで行っております

私が独立する前のこのボスの遠矢登先生は、「常議員や理事者は、機会があれば経験しておいた方がよい。立場が変わることで視野が広がり、また、様々な経験ができる。特に、弁護士は組織の中で仕事をやる経験が一般に少ないので、ときに組織の中で制約を受けて仕事をすることは、顧客と関係を結ぶ上で非常に役立つ。経営者や一定規模以上の企業の役員と話をするときにも、相手の立場を理解した助言ができるだろう」と何かの折に話をされた。

芸の道を精進するには守破離というとおり、機会があればまずは常議員を務めてみたいと思っていたが、常議員の定数増に伴って早くも機会に恵まれた。昨年の4月から常議員の端くれとして常議員会に毎回出席しているが、色々な意味で非常に勉強になり、また楽しい。

人が、特にある程度の年齢や経験を積んだ人が、より良い方向に変わるには、他人から指摘されるより自ら気付くほかにない。また、短い人生を楽しむ、満足できる仕事を強くお勧めする。

第2回 弁護士のメンタルヘルス

ストレスサインをキャッチすることからA弁護士の場合

カリベクリニック院長 産業医 荻部 千恵

登録9年目のA弁護士は、几帳面、神経質で完璧主義。所属事務所所長は高齢でワンマンタイプ。どんな仕事をまわされても断れないA弁護士は、ほとんど休みも取らずに働く日々が続いた。しだいに眠れなくなり、朝がだるくておっくう、食欲なく、頭痛や胃痛も出現。仕事は溜まっていく一方で、次々と依頼者からクレームが出るようになった。所長には相談できず、悩みを打ち明けると相手もいない中、状況は悪化。全く仕事に手がつかなくなり、「逃げ出したい」「いっそ死んでしまったほうが楽だ」と思うようになった。思い切って受診したメンタルクリニックの医師から、「典型的なうつ状態。今はゆっくり休みなさい」と言われ、仕事を放り出してしまおうと罪悪感が強い反面、やっと救われた気分になった。

- ①自分自身のストレス対策(セルフケア)。メンタルヘルスの知識を深め、ストレスをうまく処理する。
②上司や管理者が部下の不調に対してサポート
③産業医や保健師などの対応。
④外部の医療機関での治療。

これらのケアは一般企業における対策であるが、弁護士事務所などの小規模事業所では難しい場合が多いと思われる。このA弁護士の場合は、特にセルフケアとラインのケアが問題であった。自分の状況を客観的に捉えることができず、

上司のサポートも得られなかった。対策としては、日頃から気分を切り替える術を知り、上手にストレス発散をする。そして問題が生じたときは、早め誰かに相談することが大切である。
家族、友人、同僚、上司など身近な人に相談できるのが理想だが、『メンタルヘルス相談窓口』もいろいろある。行政機関や健康事業の会社などの電話相談、メール相談サービスなどを活用するのも手である。

当会の会員サポート窓口(電話:045-211-7711)でも、職務又は業務に関する相談を受け付けております。

年末恒例 神奈川県弁護士協同組合バザー 事前準備・売場で奮闘 結果は健闘

昨年12月22日、当会会館5階にて毎年恒例となつてきた年末バザーが開催された。商品を提供し

熱気あふれるバザー会場

た、皆さまの組合員の皆様、すべての手はずを整えてくださった事務局の皆様、実働をしてくださった実行委員の皆様のご協力により、例年より品物数は少なかつたものの、昨年とほぼ同等の収益をあげることができた。本誌面をお借りして感謝申し上げます。
当日は開始が12時15分からにもかかわらず、既に11時の時点で会場前に10名近くの方が並んでおり、バザーの歴史と市民の方の期待が大きいことを感じた。

開始とともに多くのお客様が会場になだれ込んだが、今年は品物数が少なかつたことから、例年の「値引き」をあまり早



法曹忘年ゴルフ 成田信生会員 スーパーショットを放ち、優勝!

昨年12月15日、毎年恒例の忘年ゴルフが開催された。同コンペは、毎年新ペリア方式(隠しホール)でのストローク数に応じてハンディキャップが設定される)で行われることから、上位入賞のためには、実力はもちろん必要となる。今回は、ここ数年で最多の26名が参加して盛大に行われた。開催コースは、こちら恒例の磯子カンツリー。乗用カートに設置されたモニターには他の組のスコアも表示され、それがリアルタイムで更新されてゆく。参加者は、リーディングボードを確認しながら、トーナメントに出場するプロゴルファー気分をプレーできる。
実力と運を兼ね備え、見事優勝したのは成田信生会員。定評のあるドライバーに加え、この日はアイアンも絶好調。6番ショットのティーショットはピン5センチ手前にキャリー。バックスピンで1メートル戻ったものの、あわやホールインワンの余裕のバーディー。グロスホール84の好スコアのうえ、叩いた2ホールがハンディホールとなり、唯一ネット60台を叩き出しての見事な優勝であった。

3位は、63期で法曹ゴルフにもこの年入会したばかりの若手片岡敦司会員。これまでドラコンを独占していた中堅世代(40~50期台)の自信の1打を軽く上回るドライバーショットを放ち、世代交代を強烈に印象つけた。
法曹ゴルフでは、随時会員を募集している。初心者からトップアマ、10期台のベテランから60期台の若手まで和気藹々とゴルフを楽しんでいる。参加をご希望の方は筆者までご連絡を。

元々実力者であったが、最近の充実ぶりは顕著で、ベスグロ常連の井上雅彦会員に肉薄している。
3位は、63期で法曹ゴルフにもこの年入会したばかりの若手片岡敦司会員。これまでドラコンを独占していた中堅世代(40~50期台)の自信の1打を軽く上回るドライバーショットを放ち、世代交代を強烈に印象つけた。
法曹ゴルフでは、随時会員を募集している。初心者からトップアマ、10期台のベテランから60期台の若手まで和気藹々とゴルフを楽しんでいる。参加をご希望の方は筆者までご連絡を。

ある経営者の談。経営者は従業員を、政治家は国民を幸せにする役目。似てはいるが従業員を選べる分経営者は幸せだ。経営はトップダウン、結論は早いのが誤ると怖い。国の施策は民主主義、とかく時間がかかる。
弁護士会も民主主義。みんなで決める長所と短所。
デスク 三谷 淳
記者 早川 和孝
中島 慶子
高橋 健二
田淵 大輔
波田野警子
安達 慎司
西 雄一郎

編集後記

横浜駅東口 家庭の法律相談センター
横浜市西区高島2-18-1 (そごう横浜店6階)
電話/045-451-9648 予約受付時間/毎日10:30~19:00
家庭の法律相談 (離婚、相続、成年後見等)
◆相談時間 45分以内
平日 12:30~15:30 16:00~19:00
土日祝 10:30~13:30 14:00~17:00
◆相談料金 5,000円(税込)
Map showing location near JR Yokohama Station East Exit, Sogoh Building 6F.